

○ 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一条 埋立出願人ハ出願名義ノ変更ヲ為スコトヲ得其ノ変更ハ届書ニ新出願人ノ氏名又ハ名称其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル新出願人ニ関スル事項ヲ記載シ新旧出願人ヨリ連名ニテ都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項ノ指定都市（以下「指定都市」と謂フ）ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下第十八条及第三十五条ヲ除キ同ジ）ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

② ⑤ （略）

第十八条 免許料ハ其ノ免許ヲ為シタル都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ統括スル都道府県又ハ指定都市ノ収入トス但シ港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十八条第二項ノ規定ニ依リ港湾管理者力公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ収入トシ都道府県知事又ハ指定都市ノ長及港湾管理者力公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該都道府県又ハ指定都市及港湾管理者ノ収入トス

② ⑤ （略）

第一条 埋立出願人ハ出願名義ノ変更ヲ為スコトヲ得其ノ変更ハ届書ニ新出願人ノ氏名又ハ名称其ノ他国土交通省令ヲ以テ定ムル新出願人ニ関スル事項ヲ記載シ新旧出願人ヨリ連名ニテ都道府県知事ニ之ヲ届出ツルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セス

第十八条 免許料ハ其ノ免許ヲ為シタル都道府県知事ノ統轄スル都道府県ノ収入トス但シ港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十八条第二項ノ規定ニ依リ港湾管理者力公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該港湾管理者ノ収入トシ都道府県知事及港湾管理者力公有水面埋立法ニ基ク都道府県知事ノ職權ヲ行フ場合ニ於テハ当該都道府県及港湾管理者ノ収入トス

第三十五条 埋立ニ関スル工事ノ施行区域カ一都道府県ノ区域又ハ一指定都市ノ区域ヲ超ユル場合ニ於テハ埋立ニ関スル法令中都道府県知事又ハ指定都市ノ長ノ職權ニ属スル事項ハ関係スル都道府県知事又ハ指定都市ノ長共同シテ之ヲ行フ但シ利害ノ関係スル所一都道府県ノ区域（当該区域内ニ指定都市ノ区域アルトキハ当該指定都市ノ区域以外ノ区域ニ限ル）又ハ一指定都市ノ区域ニ止ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十五条 埋立ニ関スル工事ノ施行区域カ数都道府県ニ瓦ル場合ニ於テハ埋立ニ関スル法令中都道府県知事ノ職權ニ属スル事項ハ関係都道府県知事共同シテ之ヲ行フ但シ利害ノ関係スル所一都道府県ノ区域ニ止ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十六条 第一条第一項（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二

第三十六条 第一条第一項（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二

項（第一条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並第二十七条第二項（第三十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ都道府県又ハ指定都市ガ処理スルコトトサレタル事務ハ地方自治法第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

項（第一条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第六条（第三十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並第二十七条第二項（第三十二条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ都道府県ガ処理スルコトトサレテイル事務ハ地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号ニ規定スル第一号法定受託事務トス

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

第七条 都道府県知事、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長又は港湾管理者の長（都道府県知事及び指定都市の市長を除く。）は、公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）の竣工の認可をし、又は竣工の通知を受理した場合において、当該公有水面の埋立てにより造成されるべき土地の所屬すべき市町村を定めるため同法第九条の三に規定する公有水面のみに係る市町村の境界変更又は公有水面のみに係る市町村の境界の裁定についてその手続中である旨の通報を総務大臣又は都道府県知事から受けているときは、当該認可をし、又は通知を受理した旨を直ちに総務大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第九十二条 （略）

3 2 （略）

前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

4 5 （略）

現 行

第七条 都道府県知事又は港湾管理者の長（都道府県知事を除く。）は、公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）の竣工の認可をし、又は竣工の通知を受理した場合において、当該公有水面の埋立てにより造成されるべき土地の所屬すべき市町村を定めるため地方自治法第九条の三に規定する公有水面のみに係る市町村の境界変更又は公有水面のみに係る市町村の境界の裁定についてその手続中である旨の通報を総務大臣又は都道府県知事から受けているときは、当該認可をし、又は通知を受理した旨を直ちに総務大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

第九十二条 （略）

3 2 （略）

前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあつては一箇月以内でなければこれを求めることができない。ただし、地方自治法第七十四条第七項の規定により署名を求めることができないこととなつた区域においては、その期間は、同項の規定により署名を求めることができないこととなつた期間を除き、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の市町村にあつては三十一日以内とする。

4 5 （略）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令 （略）	事務	公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）	第一条第一項（第三十条において準用する場合を含む。）及び第二項（第一条第四項において準用する場合を含む。）、第二条（第三十条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務	（略）	（略）	（略）	（略）
道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十九号）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第二百七号）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令 （略）	事務	公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）	第一条第一項（第三十条において準用する場合を含む。）及び第二項（第一条第四項において準用する場合を含む。）、第二条（第三十条において準用する場合を含む。）、第六条（第三十条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第二項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）	（略）	（略）	（略）
（第三条第一項及び第六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第二百七号）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(略)

(略)

(略)

(略)